

厚岸町規則第42号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月30日

厚岸町長

三浦 克宏

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民課の部窓口サービス係の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 厚岸町パートナーシップ宣誓制度の事務に関すること。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。